

15-1 松山空港緊急計画

第1章 総則

(目的)

第1条 「松山空港緊急計画（以下「緊急計画」という。）」は、「国際民間航空条約第14 附属書」に規定された国際標準及び勧告方式並びに同書に基づき策定された関係マニュアルに準拠するとともに、「松山空港機能管理規程（セイフティ編）（令和2年9月23日適用）」に基づき定めるものとし、松山空港（以下「空港内」という。）及びその周辺（以下「空港外」という。）において航空機事故が発生した場合に、当該事態の対応にあたり、関係各機関が実施すべき活動内容を定め、迅速かつ適切な対応によりその被害を最小限に留めることを目的とする。

(適用)

- 第2条 この緊急計画は、第3条の航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、空港内及び空港外に所在する関係機関（以下「構成機関」という。）に適用される。ただし、この緊急計画に定める範囲外で航空機事故が発生した場合は、必要に応じて適用することを妨げない。
- 2 構成機関は、別紙1「松山空港緊急計画構成機関一覧表」のとおりとする。
- 3 この緊急計画で定めた事項は、国土交通省航空局等が定める規定及び愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画等並びに関係機関に個別に適用される法令、条例、規程並びに協定等が定める事項と可能な限り整合性を図るものとする。

(航空機事故の種類)

- 第3条 この緊急計画において対象とする航空機事故の種類は、次のとおりとする。
- (1) 航空機事故（空港内）
 - (2) 航空機事故（空港外：陸上）
 - (3) 航空機事故（空港外：海上）
 - (4) 上記（1）から（3）に準じて対応すべきであると認められる事態

(用語の定義)

第4条 この緊急計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 航空機事故

松山空港に離着陸する航空機が、空港内又は空港外において墜落、衝突

又は飛行中の火災若しくは駐機中の火災により、多数の死傷者が発生する事故をいう。

(2) グリッドマップ

消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、空港内及び空港外に所在する施設の地理状況を格子（グリッド）状に区分して作成した地図をいう。

この緊急計画においては、国土交通省大阪航空局松山空港事務所（以下「空港事務所」という。）が作成する。

ア 「グリッドマップー松山空港」

滑走路、誘導路、エプロン、貯水槽、旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル及び消防庁舎並びに緊急ゲート等

イ 「グリッドマップー松山空港周辺」

幹線道路、河川、鉄道、病院、学校、消防署、警察署及び県庁並びに市役所等

(3) 空港内

「グリッドマップー松山空港」において、赤色の実線で標示する制限区域の範囲内及びその直近をいう。

(4) 空港外

「グリッドマップー松山空港周辺」で標示する区域とし、空港内を除く、松山空港の標点から概ね半径 9 キロメートル圏内の範囲をいう。

(5) 制限区域

「空港管理規則（昭和 27 年 7 月 3 日付運輸省令第 44 号）第 5 条」に基づき、国土交通省大阪航空局松山空港事務所長（以下「空港長」という。）が表示する区域をいう。

空港管理規則第 5 条(制限区域)抜粋

第 5 条 滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長が標示する制限区域には、左に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- 一 その場に立ち入ることについて空港事務所長の承認を受けた者
- 二 航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客

(6) 事故応急対策本部

航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、初期の対応にあたり、国土交通省航空局の現地対策本部として、空港長が設置する対

策本部をいう。

(7) 合同対策本部

航空機事故の対応にあたり、関係する機関が合同で全ての情報を集約し、消火救難及び救急医療活動、災害派遣要請、航行不能航空機の撤去、事故調査、広報活動及びその他必要と認められる事項について調整を図り、決定するため、空港長が設置する対策本部をいう。

(8) 現地情報収集室

合同対策本部構成機関以外の構成機関が、合同対策本部より必要な情報を収集するため、空港長が設置するものをいう。

(9) 現場合同指揮所

航空機事故の対応にあたり、各構成機関が実施する現場活動を合同で指揮するとともにその状況を集約し、合同対策本部への報告と必要な情報を求めるため、空港長が設置する指揮所をいう。

(10) 緊急ゲート

航空機事故の対応にあたり、各構成機関が制限区域内に立入る場合に使用するゲートをいう。

(11) 陸上交通規制区域

航空機事故が発生した場合に、愛媛県警察が、警戒警備及び治安維持のため、航空機事故発生場所（以下「事故現場」という。）に通じる主要な交差点及び公共用道路（空港管理区域を含む）等の交通を規制する区域をいう。

(12) 海上における船舶交通の制限等

空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、海上保安庁第六管区海上保安本部松山海上保安部（以下「松山海上保安部」という。）が、海上における消火救難活動等を円滑に実施するため、事故現場付近を航行する船舶等の交通を制限することをいう。

(13) 現場指揮者

空港内において航空機事故が発生した場合に、空港消防を指揮する者をいう。

(14) 松山空港消火救難隊

空港内において航空機事故が発生した場合に、空港消防及び消防機関等が実施する消火救難及び救急医療活動等を支援するため、空港事務所及び空港関連事業所の職員で編成される組織をいう。

(15) 消火救難活動

航空機事故の対応にあたり、人命救助を目的として実施する消火及び救助活動をいう。

(16) 空港消防

航空法等関係法令に基づき空港に設置する消火救難設備を運用する空港事務所及び空港消防業務請負者が行う消火救難活動並びにその組織の総称をいう。

(17) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)

大規模災害時や事故などの被災地に迅速に駆けつけ、急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を有し、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

(18) 医療救護班

愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画に基づき、各医療機関等の医師及び看護師等で編成され、空港長又は愛媛県の要請により事故現場に派遣される医療チームをいう。

(19) 遺体安置場所

死者が発生した場合に、事故現場又は仮遺体安置場所から遺体を搬送し、医療機関及び愛媛県警察による検視、身元確認及び遺族等への引き渡しを行う施設をいう。

(20) 仮遺体安置場所

死者が発生した場合に、遺体安置場所に搬送するまでの間、事故現場付近又は空港内の適した施設に一時的に遺体を安置する場所をいう。

(21) 医療救護班緊急出動合流地点

航空機事故が発生した場合に、医療救護班が、警察車両の先導により迅速に事故現場に参集することができるように、前もって指定される合流場所をいう。

(22) 搭乗者陸揚げ地点

空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、松山海上保安部等によって救助された搭乗者を集結させる場所をいう。

第2章 即応体制の整備

(相互援助協定の締結)

第5条 空港長は、航空機事故が発生した場合に、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、前もって、空港内及び空港外を管轄する消防機関の長、医療機関の代表者及び空港内事業所の代表者と相互援助協定を締結する。

【別添1「松山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」】

【別添2「松山空港医療救護活動に関する協定書」】

【別添3「松山空港の消火救難活動に関する協定書」】

(松山空港消火救難隊の編成及び活動)

第6条 空港事務所及び空港関連事業所は、空港内及び空港外で航空機事故が発生した場合に、消防機関等が実施する消火救難及び救急医療活動等を支援するため、松山空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）を編成する。

2 消火救難隊の活動は、別途定める業務要領に基づくものとする。

【別添4「松山空港消火救難隊業務要領」】

(通報体制の確立)

第7条 空港長は、航空機事故が発生した場合は、各構成機関へ迅速かつ適切に通報するため、緊急連絡系統図を作成し、各構成機関へ配布する。

2 空港長は、前項にあたり、次の事項に留意し、各構成機関と調整を図るものとする。

(1) 緊急連絡系統図に記載される各構成機関の連絡先は、土、日曜日及び祝日を問わず常に通報可能なものとし、昼間及び夜間の時間帯ごとに記載する。

(2) 各構成機関は、連絡先を変更した場合は、空港事務所へ連絡する。

(3) 空港事務所は、上記(2)について連絡を受けたならば、緊急連絡系統図を修正し、各構成機関へ配布する。

(4) 各構成機関は、緊急連絡系統図に明記する連絡先について、可能な限り「災害時優先電話」とするなど、災害時に通報が可能な体制を構築できるように努めるものとする。

3 空港長は、空港内及び空港外において航空機事故が発生するおそれがある場合は、必要に応じて、以下の構成機関に対し、出勤要請又は事前の通報として情報提供を実施する。

(1) 出勤要請又は情報提供

- ア 松山市消防局（以下「松山消防」という。）
- イ 伊予消防等事務組合消防本部（以下「伊予消防」という。）
- ウ 愛媛県警察

（２） 情報提供

- ア 愛媛県（防災危機管理課・消防防災安全課・医療対策課）
- イ 松山海上保安部
- ウ 防衛省陸上自衛隊第１４旅団中部方面特科隊（以下「中部方面特科隊」という。）

※空港内又は空港外の陸上において航空機事故が発生するおそれがある場合に限る。

- エ 防衛省海上自衛隊呉地方総監部（以下「呉地方総監部」という。）

※空港外の海上において航空機事故が発生するおそれがある場合に限る。

- オ その他必要と認めた構成機関

４ 前項にあたり、空港事務所より情報提供を受けた構成機関は、必要に応じて、出動できる体制を執るものとする。

【別添５「松山空港緊急連絡系統図」】

【別添６「松山空港事務所と愛媛県警察との直通電話の運用に関する申し合わせ」】

【別添７「松山空港事務所と松山市消防局との直通電話運用に関する申し合わせ」】

（空港内及び空港外のグリッドマップ）

第８条 空港長は、航空機事故の発生に備え、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、グリッドマップを作成し、各構成機関に配布する。

【別図１「グリッドマップー松山空港」】

【別図２「グリッドマップー松山空港周辺」】

（訓練の実施及び評価）

第９条 空港事務所は、各構成機関と連携し、空港内又は空港外において航空機事故が発生した場合を想定し、次の訓練を計画し実施する。

（１） 図上訓練

空港事務所及び各構成機関が実施すべき活動について、机上で訓練する。

図上訓練は、少なくとも半年ごとに一度実施する。

（２） 総合訓練

主として、空港内において航空機事故が発生した場合を想定し、緊急通

報、消火救難及び救急医療活動並びに後方搬送に至る一連の活動を総合的に訓練する。

総合訓練は、原則として、隔年ごとに一度実施する。ただし、総合訓練を実施しなかった場合は、翌年に実施するものとする。

(3) 部分訓練

総合訓練実施後、課題とされた事項の解消を図るため、必要と認められる事項について、部分的に訓練する。

部分訓練は、総合訓練を実施した年の翌年に実施する。

2 前項に掲げる訓練の項目は次のとおりとし、図上訓練及び部分訓練の実施にあたっては、一部を抜粋して実施する。

(1) 現場実働訓練

- ア 初動出動訓練（空港消防・消火救難隊・各構成機関）
- イ 事故現場への誘導訓練
- ウ 消火救難活動訓練
- エ 自力脱出者避難誘導訓練
- オ 担架搬送訓練
- カ 応急救護所等設営訓練
- キ トリアージ（負傷者選別）訓練
- ク 応急救護訓練
- ケ 後方搬送訓練（救急車両等・ヘリコプター）
- コ 事故現場付近の警戒・警備訓練
- サ 現場合同指揮所設置・参集・運用訓練
- シ 搭乗者陸揚げ訓練

(2) 対策本部運用訓練

- ア 事故応急対策本部参集・設置訓練
- イ 合同対策本部参集・設置訓練
- ウ 現地連絡調整室参集・設置訓練
- エ 合同対策本部等運用訓練

3 空港事務所及び各構成機関は、前項に基づき実施した訓練について、「松山空港緊急時対応計画検討委員会」において評価する。

（消火救難体制等の情報共有）

第 10 条 空港長は、空港内及び空港外の消火救難体制を把握し、情報の共有を図るものとする。

2 空港長は、空港外に所在する後方医療機関の体制を把握し、情報の共有を図るものとする。

第3章 航空機事故の対応

(事故応急対策本部の設置及び運用)

第 11 条 空港長は、航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、空港事務所危機管理室に事故応急対策本部を設置する。

事故応急対策本部の構成は、別途定める空港事務所の規定に基づくものとする。

2 事故応急対策本部及び第 1 2 条に定める合同対策本部の本部長は、空港長とする。ただし、空港長が不在又はその職務に支障がある場合は、代行者がその職務を行う。代行者は、空港事務所の職員とし、以下に掲げる者とする。

第 1 順位 総務課長

第 2 順位 前任航空管制運航情報官

第 3 順位 前任航空管制技術官

第 4 順位 前任航空管制官

第 5 順位 環境・地域振興課長

第 6 順位 前任施設運用管理官

3 前項にあたり、代行者が不在又はその職務に支障がある場合は、その他の空港事務所職員が一時的にその職務を代行する。

(合同対策本部の設置及び運用)

第 12 条 空港長は、事故応急対策本部を設置後、空港事務所危機管理室に合同対策本部を設置し、事故応急対策本部の運用について、合同対策本部へ移行する。

合同対策本部及び第 1 3 条に定める現地情報収集室並びに第 1 4 条に定める現場合同指揮所の構成は、別途定めるものとする。

(現場情報収集室の設置及び運用)

第 13 条 空港長は、航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、空港事務所会議室に現地収集室を設置し、空港事務所職員を派遣する。

各構成機関は、必要に応じて、現地情報収集室を派遣して、情報収集にあたらせるものとする。

(現場合同指揮所の設置及び運用)

第 14 条 空港長は、空港内において航空機事故が発生した場合は、現場指揮者に対し、現場合同指揮所の設置及び運用を指示する。

この緊急計画においては、現場指揮者は、空港事務所主任保安専門官とし、主任保安専門官が不在又は職務に支障がある場合は、保安専門官がその職務を代行する。

(消火救難活動等の指揮)

第 15 条 現場指揮者は、空港内において航空機事故が発生した場合は、初期段階における消火救難活動等を指揮するとともに、事故現場付近に現場合同指揮所を設置する。

2 現場指揮者は、現場合同指揮所を設置後、松山消防の現場最高責任者へ指揮権を移譲するとともに、現場活動における構成機関間の総合調整、合同指揮及び情報集約を図るものとする。

3 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、当該事故現場を管轄する消防機関が、消火救難活動等を指揮するものとする。

4 空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、松山海上保安部が中心となって消火救難活動等を実施し、搭乗者陸揚げ地点等における救急医療活動については、松山消防が指揮するものとする。

(空港事務所職員の現地派遣)

第 16 条 空港長は、空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、情報収集及び連絡調整を図るため、可能な限り、事故現場に空港事務所職員を派遣する。

2 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、情報収集及び連絡調整を図るため、可能な限り、松山海上保安部又は搭乗者陸揚げ地点に空港事務所職員を派遣する。

(通信手段の確保)

第 17 条 空港長は、第 11 条から第 13 条に定める対策本部等の設置及び運用にあたり、前もって、通信手段の確保に努める。

2 通信事業者は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、可能な限り、速やかに事故現場に参集し、通信機器の設置に努めるものとする。

(情報管理)

第 18 条 空港事務所及び各構成機関は、航空機事故の対応にあたり、第 11 条から第 16 条に定めるところにより収集した情報について、情報の錯綜又は不足により消火救難及び救急医療活動等に支障を及ぼすことがないように、迅速かつ適切な情報の集約及び共有に努めるものとする。

(松山空港制限区域内への立入り制限)

第 19 条 空港長は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するため、原則として、この緊急計画の適用を受ける構成機関を除き、松山空港制限区域内への立入りを制限するものとする。

ただし、当該事態の対応にあたり必要と認められる場合は、この限りではない。

(緊急ゲートの指定)

第 20 条 空港長は、10 番ゲートを各構成機関が松山空港制限区域内へ立入るために使用する緊急ゲートとして指定し、必要に応じて、その他のゲートを指定する。

(陸上交通規制区域の設定及び規制)

第 21 条 愛媛県警察は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、必要に応じて、事故現場に通じる主要な交差点（以下「交通規制ポイント」という。）に警察官を配置し、陸上交通規制区域を設定する。

2 愛媛県警察は、前項にあたり、構成機関に所属する者及び車両等を除き、原則として、陸上交通規制区域内への通行を規制するものとする。ただし、当該事態の対応にあたり必要と認められる場合は、この限りではない。

(陸上交通規制区域内への通行)

第 22 条 空港長は、空港事務所職員及び各構成機関に所属する者並びに車両等が、迅速に陸上交通規制区域内を通行することができるように、その通行方法について、愛媛県警察と調整を図るものとする。

2 空港事務所職員及び各構成機関に所属する者は、陸上交通規制区域内の通行にあたり交通規制ポイントに配置された警察官に対し、自身の身分を証明するものとする。なお、緊急車両に乗車する者においてはこの限りではない。

3 愛媛県警察は、前項にあたり、身分を確認したならば、一般車両による渋滞等を考慮して、可能な限り、速やかに通行させるものとする。

4 陸上交通規制区域内の通行にあたっては、緊急走行の有無にかかわらず、可能な限り安全な方法で進行するものとする。

(海上における船舶交通の制限等)

第 23 条 松山海上保安部は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、当該海域の船舶の安全を確保するため、必要に応じて、船舶交通の制限等にかかる所用の措置を講ずる。ただし、消火救難及び救急医療活動にあたる船舶はこの限りではない。

(構成機関集合場所)

第 24 条 航空機事故が発生した場合の各構成機関の集合場所は、対策本部にあっては、空港事務所危機管理室及び会議室とし、事故現場にあっては、次のとおりとする。

- (1) 空港内又は空港外の近傍において航空機事故が発生した場合は、第 20 条において指定された緊急ゲートに集合するものとする。
- (2) 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、当該事故現場付近の交通規制ポイントに集合するものとする。
- (3) 空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、搭乗者陸揚げ地点に集合するものとする。

(警察車両の先導による D M A T 及び医療救護班の緊急出動)

第 25 条 愛媛県警察は、D M A T 及び医療救護班が迅速かつ適切に事故現場へ出動することができるように、可能な限り、DMAT の所属する医療機関及び医療救護班緊急出動合流地点並びに合同対策本部が指定する場所に警察車両を配置し、事故現場まで先導するものとする。

(医療救護班緊急出動合流地点の指定)

第 26 条 空港長は、医療救護班が、迅速かつ適切に事故現場に出動することができるように、愛媛県警察及び関係機関と協議し、医療救護班緊急出動合流地点を指定するものとする。

(搭乗者陸揚げ地点の指定)

第 27 条 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、迅速かつ適切に救助及び搬送活動を実施するため、構成機関等と協議し、搭乗者陸揚げ地点を指定するものとする。

(災害派遣要請)

第 28 条 空港長は、航空機事故の対応にあたり、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊法第 83 条第 1 項並びに自衛隊法施行令第 105 条及び第 106 条等に基づき、陸上自衛隊松山駐屯地司令（中部方面特科隊長）又は海上自衛隊呉地方総監へ災害派遣を要請する。

- 2 空港長は、前項の実施にあたっては、次の事項を明らかにし、原則として、別紙 2－1「自衛隊災害派遣要請書（松山駐屯地司令）」又は別紙 2－1「自衛隊災害派遣要請書（呉地方総監）」により、書面で要請する。

(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を必要とする期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

- 3 空港長は、前項にあたり事態が急迫している場合は、口頭又は電信若しくは電話により要請することができる。ただし、その場合は、事後において速やかに、前項に定める書面を提出する。
- 4 空港長は、自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、中部方面特科隊が自主派遣により災害派遣を実施する場合は、派遣部隊の長と協力して事態に対応するものとする。
- 5 空港長は、航空機事故の対応が収拾したならば、各構成機関の代表者及び中部方面特科隊の派遣部隊の長又は呉地方総監部の派遣部隊の長と協議し、別紙 3-1「自衛隊災害派遣撤収要請書（松山駐屯地指令）」又は別紙 3-2「自衛隊災害派遣撤収要請書（呉地方総監）」により、書面で災害派遣の撤収を要請する。
- 6 空港長は、空港外の海上で発生した航空機事故の対応にあたり、災害派遣を要請する場合は、松山海上保安部長と調整し、必要に応じて、海上自衛隊へ災害派遣を要請する。

(遺体安置場所の選定及び設置)

第 29 条 遺体安置場所の選定及び設置は、愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画に基づくものとする。

(遺体の収容及び搬送)

- 第 30 条 空港長は、空港内において航空機事故が発生した場合は、遺体の収容及び搬送について、愛媛県警察に協力を要請する。
- 2 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、事故現場を管轄する地方自治体の長は、遺体の収容及び搬送について、愛媛県警察に協力を要請する。
 - 3 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、遺体の収容及び搬送について、海上保安庁及び愛媛県警察へ協力を要請するものとする。
 - 4 空港長は、遺体の収容及び搬送について、必要と認められる場合は、災害派遣要請の活動内容の一つとして、中部方面特科隊へ協力を要請するものとする。

（仮遺体安置場所の選定及び設置）

第 31 条 空港長は、空港内における航空機事故の対応にあたり、必要と認められる場合は、空港内の施設に仮遺体安置場所を設置するものとする。

仮遺体安置場所の選定は、愛媛県警察及び空港関連事業所と協議して決定する。

（国際線旅客の対応）

第 32 条 法務省高松出入国在留管理局松山出張所（以下「入管松山出張所」という。）、財務省神戸税関松山税関支署（以下「松山税関支署」という。）及び厚生労働省広島検疫所松山出張所（以下「検疫松山出張所」という。）は、空港内又は空港外において航空機事故が発生し、当該事故航空機が国際線就航航空機である場合は、所管する法令等に基づき適切に対応するため、必要に応じて、各構成機関に対し指示を行う。

2 空港関連事業所（航空会社）は、前項にあたり、入管松山出張所、松山税関支署及び検疫松山出張所と協力して、当該事態の対応にあたるものとする。

3 当該事故航空機が国際線チャーター便である場合は、第 1 項及び第 2 項に準じて、各構成機関の協力により対応する。

（松山空港未就航航空会社による事故の対応）

第 33 条 松山空港未就航航空会社により航空機事故が発生した場合は、空港関連事業所（航空会社）は、当該事態に対し、可能な限り協力して対応するものとする。

（航行不能航空機の撤去）

第 34 条 空港内又は空港外における航空機事故の対応にあたり実施する航行不能航空機の撤去作業は、原則として、当該事故航空機の運航者（航空会社）又は所有者が実施するものとする。ただし、当該事故航空機の運航者等が実施できない場合は、空港長が実施することができる。

（航空機事故現場の保存及び事故等調査の援助）

第 35 条 空港事務所及び愛媛県警察は、協力して事故現場の保存にあたるものとする。

2 空港事務所は、運輸安全委員会より事故等調査の援助要請があった場合は、事故等調査の援助を行う。

3 第 1 項及び第 2 項の実施にあたり、各構成機関は、空港事務所及び愛媛県警察が実施する活動に支障を及ぼすことがないように配慮するものとする。

(広報対応)

第 36 条 この緊急計画において、航空機事故の対応にあたり実施する広報は、原則として、空港事務所及び当該航空会社の広報担当者が実施するものとする。ただし、各構成機関の個別の対応に関わる事項については、この限りではない。

2 空港事務所及び当該航空会社の広報担当者は、広報の内容について、可能な限り調整を図り、情報の錯綜及び不一致の防止に努めるものとする。

(携行資料集の作成)

第 37 条 空港長は、第 11 条から第 36 条に定めるもののほか、事故の対応にあたり必要な情報を資料としてとりまとめ、「松山空港緊急計画携行資料集」を作成し、各構成機関へ配布する。

2 携行資料集の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 携行資料集 第一部 (空港内)
- (2) 携行資料集 第二部 (空港外：陸上)
- (3) 携行資料集 第三部 (空港外：海上)

第4章 災害補償及び費用

(災害補償制度)

第38条 この緊急計画において適用される災害補償は、以下に掲げる制度等に定めるところによるものとし、必要に応じて協議する。

- (1) 空港救急医療従事者障害補償制度
- (2) 松山空港医療救護活動に関する協定
- (3) 松山空港の消火救難活動に関する協定書
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- (6) 海上保安官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- (7) 災害対策基本法
- (8) 災害救助法
- (9) その他関係法令

(費用の負担)

第39条 この緊急計画に基づく活動により支出した費用の負担については、空港事務所及び各構成機関において、その都度協議して決定する。

第5章 協議

(松山空港緊急時対応計画検討委員会における協議)

第40条 空港事務所は、この緊急計画の策定又は改正にあたり、「松山空港緊急時対応計画検討委員会」において、その有効性について協議し、必要に応じて、見直しを図るものとする。

【別添8 「松山空港緊急時対応計画検討委員会規約」】

(疑義)

第41条 空港長及び各構成機関の長は、この緊急計画に定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議し、疑義の解消に努めるものとする。

15-2 米海兵隊航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約・要綱

(中国四国防衛局)

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

制定 昭和 54 年 4 月 24 日
改正 平成元年 2 月 13 日
平成 3 年 2 月 6 日
平成 19 年 2 月 1 日
平成 20 年 2 月 15 日
平成 24 年 11 月 13 日

(目的)

第 1 条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）又は海上自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は民間の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「航空事故」という。）が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成)

第 3 条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第 4 条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱により円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が招集する。

2 定例会議は、原則として年 1 回（10 月）開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第 6 条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 元年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会・関係一覧表

(広島県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
1	中国管区警察局災害対策官	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411 (内 5860)
2	広島県危機管理課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-2786
3	広島県警察本部警備課	730-0011	広島市中区基町 9-42	082-228-0110 (内 5710)
4	大竹市総務課	739-0692	大竹市小方 1-11-1	0827-59-2120
5	大竹警察署警備課	739-0613	大竹市本町 1-8-10	0827-53-0110 (内 460)
6	大竹市消防本部	739-0605	大竹市立戸 1-2-10	0827-53-7708
7	大竹市消防署	〃	大竹市立戸 1-2-10	0827-54-0119
8	第六管区海上保安本部救難課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-251-5115 (内 3250)
9	広島海上保安部警備救難課	〃	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-253-3111 (内 3750)
10	中国四国防衛局業務課	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-223-7142

(山口県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
11	山口県防災危機管理課 岩国基地対策室交通政策課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2370 083-933-2349 083-933-2522
12	山口県警察本部警備課	753-8504	山口市滝町 1-1	083-933-0110 (内 5710)
13	岩国市危機管理課 基地対策課	740-8585	岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5119 0827-29-5024
14	和木町企画総務課	740-0061	和木町和木 1-1-1	0827-52-2136
15	岩国警察署警備課	740-0018	岩国市麻里布町 6-15-20	0827-24-0110 (内 460)
16	岩国地区消防組合警防課	740-0017	岩国市今津町 6-2-24	0827-22-1321
17	岩国地区消防組合中央消防署	〃	岩国市今津町 6-2-24	0827-22-0119
18	岩国地区消防組合西消防署	741-0061	岩国市錦見 1-4-28	0827-22-0119
19	岩国海上保安署	740-0002	岩国市新港町 3-9-57	0827-21-6118
20	柳井海上保安署	742-0021	柳井市大字柳井字岸の下 134-126	0820-23-2250
21	柳井市危機管理室	742-8714	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111 (内 430)
22	柳井警察署警備課	742-0031	柳井市南町 2-4-18	0820-23-0110 (内 460)

23	柳井地区広域消防組合 警防救急課	742-0031	柳井市南町 5-4-1	0820-23-7773
24	柳井地区広域消防組合 柳井消防署	742-0031	柳井市南町 5-4-1	0820-22-0040
25	周防大島町総務課	742-2192	周防大島町大字小松 126-2	0820-74-1000
26	米海兵隊岩国航空基地報道部	740-0025	岩国市三角町 2 丁目	0827-79-5551
27	大阪航空局岩国空港事務所	740-0024	岩国市旭町 3 - 1 5 - 2	0827-24-8221
28	海上自衛隊第 3 1 航空群	740-0025	岩国市三角町 2 丁目	0827-22-3181 (内 6213)
29	岩国防衛事務所	740-0027	岩国市中津町 2-15-7	0827-21-6195

(愛媛県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
30	愛媛県防災危機管理課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2319
31	愛媛県警察本部地域課	790-8573	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110 (内 3560)

(香川県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
32	高松防衛事務所	760-0068	高松市松島町 1-17-33	087-831-6336

米海兵隊岩国航空基地周辺地域 航空事故に関する緊急措置要綱

制定	昭和 5 4 年	4 月 2 4 日
改正	平成 元年	2 月 1 3 日
	平成 3 年	2 月 6 日
	平成 1 9 年	2 月 1 日
	平成 2 0 年	2 月 1 5 日
	平成 2 4 年	1 1 月 1 3 日
	平成 3 1 年	4 月 2 6 日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第 4 条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消火活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第 2 条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第 3 条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局（企画部業務課）に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表 1 によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第 4 条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表 2－1、2－2「緊急連絡通報系統図（第 1 報）」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第 5 条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

ただし、前条第 1 項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の（7）の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 搭載燃料の概算量
- (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する

情報

- (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
- (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。

(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4から6に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

(1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

附 則

この緊急措置要綱は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附 則

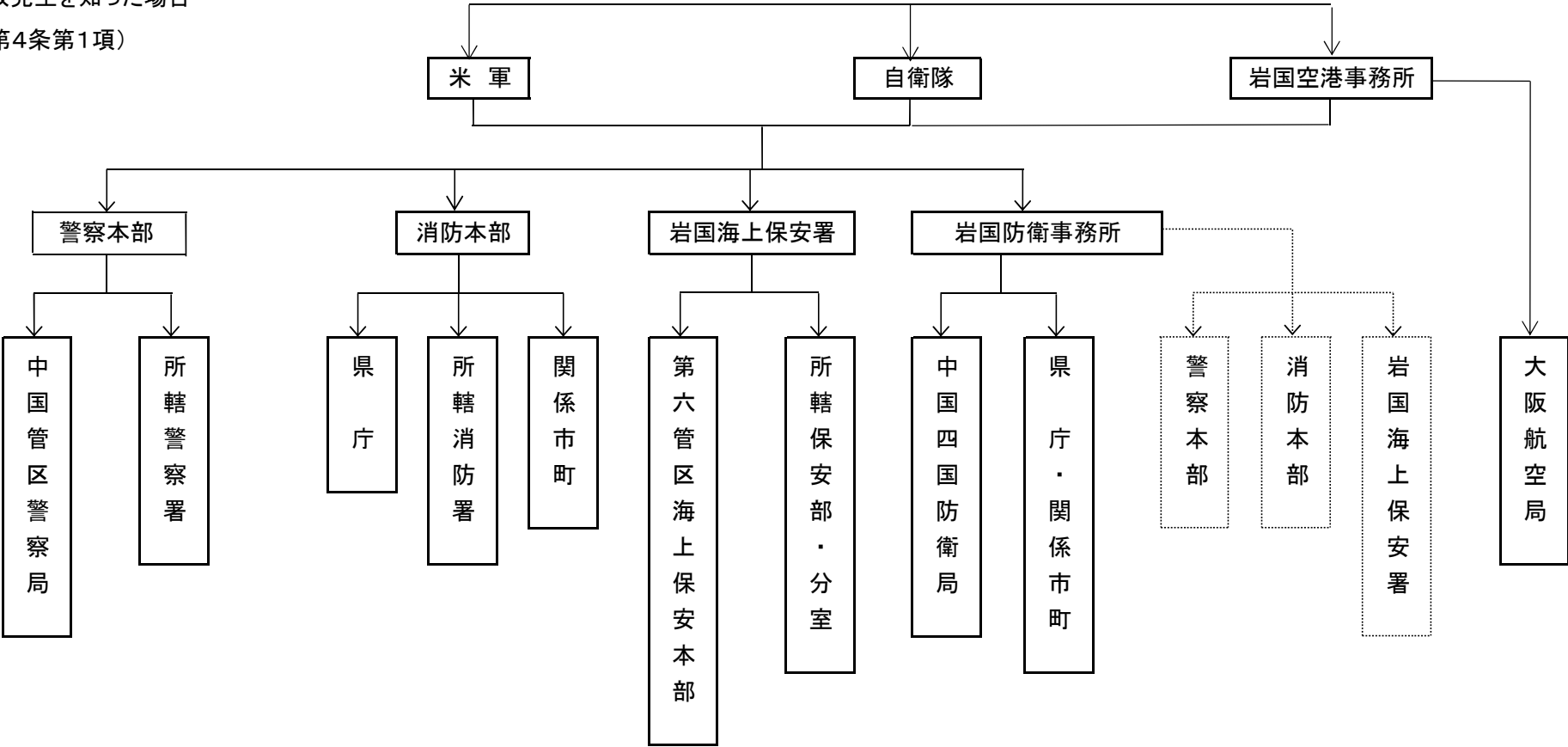
この緊急措置要綱は、平成31年5月1日から施行する。

別表2－1

緊急連絡通報系統図（第1報）

米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港事務所
が事故発生を知った場合

（第4条第1項）

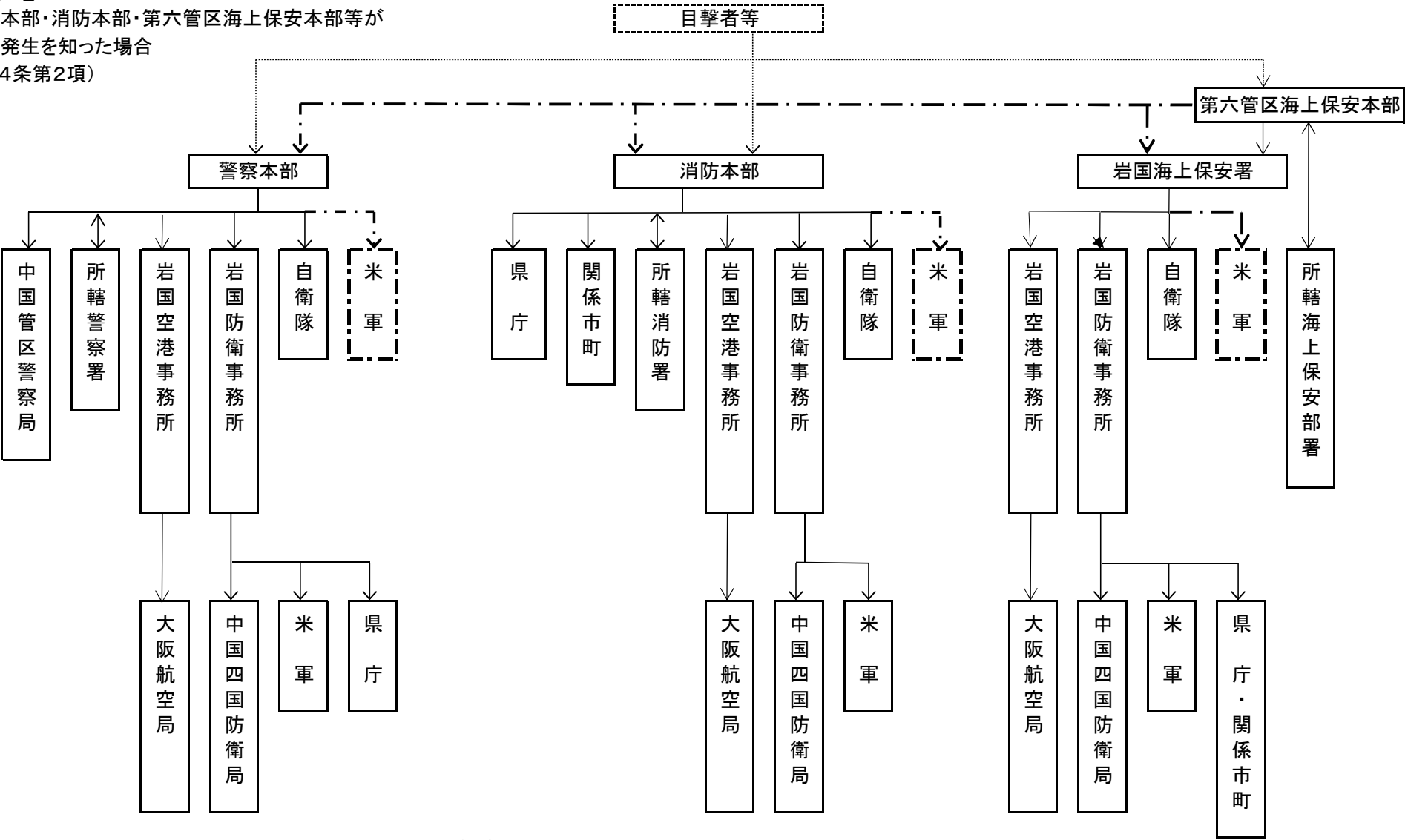


（注） 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

緊急連絡通報系統図

(第1報)

別表2-2
警察本部・消防本部・第六管区海上保安本部等が
事故発生を知った場合
(第4条第2項)



(注) - - - - - 必要に応じ通報する通報経路

航空機事故発生通報記録表

機関名：

(整理番号 No.)

発信年月日及び時刻： 令和 年 月 日 (時 分)

受信年月日及び時刻： 令和 年 月 日 (時 分)

発信者官職氏名：

受信者官職氏名：

(1) 事故の種類 (墜落、不時着、器物・危険物の落下、投棄)

(2) 事故発生の日時： 年 月 日 (時 分)
" 場所：()(3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
米軍機 () 乗員数 ()
自衛隊機 () 搭載燃料の概算量 ()
民間機 ()
救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類
種類 (), 数量 ()(4) 事故現場の状況： 陸上 (市街地、住宅密集地、山林、田、畑、河川、その他)
海上 (漁船、客船、フェリー、タンカー、貨物船、その他)(5) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍、傷害の
程度並びに収容先

(6) 財産被害者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び被害の状況

(7) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(8) その他必要な事項

別表 4

米軍航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容			内 容	機 関	県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適 用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等（他地域者を含む）				◎	○	◎			○	○	○	
		(2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）				○	○	◎	◎		○	◎	○	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等（上記(1) に同じ）				○	◎	◎			○	○	○	
		(2) 乗員等（上記(2) に同じ）				○	◎	◎	◎			◎	○	
		(3) 救急病院の引受け確認				○	◎				○			
		(4) より適切な病院への転院				○	○				◎			
		(5) 負傷者の応急手当				◎	○		◎					
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上					◎					○	○	
		(2) 海上				○	○		◎					
	消防活動の統制	(1) 陸上				○	◎	○						
		(2) 海上							◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存						◎	◎			◎		
		(2) 立入制限						◎	◎			◎		
		(3) 財産保護、警備				○		◎	◎					
		(4) 現場交通規制及び交通整理						◎	◎					
		(5) 残置財産保全				○		○	○		◎			
救護対策	財産被害者の救援 及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供				○					◎			
		(2) 生活必需品の支給									◎	○		

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表 5

自衛隊航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容			機 関	県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適 用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等（他地域者を含む）			◎	○	◎				○	○	
		(2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）			○	○	◎	◎			○	◎	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等（上記(1) に同じ）			○	◎	◎				○	○	
		(2) 乗員等（上記(2) に同じ）			○	◎	◎	◎			○	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認			○	◎						○	
		(4) より適切な病院への転院											
		(5) 負傷者の応急手当			◎	○		◎				◎	
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上				◎					○	○	
		(2) 海上			○	○		◎				○	
	消防活動の統制	(1) 陸上			○	◎	○						
		(2) 海上						◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存					◎	◎				○	
		(2) 立入制限					◎	◎				○	
		(3) 財産保護、警備			○		◎	◎				○	
		(4) 現場交通規制及び交通整理					◎	◎					
		(5) 残置財産保全			○		○	○				◎	
救護対策	財産被害者の救援 及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供			○							◎	
		(2) 生活必需品の支給										◎	

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表 6

民間航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容			県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適 用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎		○		○	○	
		(2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎	◎		○	○	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等（上記(1) に同じ）		○	◎	◎		○		○	○	
		(2) 乗員等（上記(2) に同じ）		○	◎	◎	◎	◎		○	○	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎			○				
		(4) より適切な病院への転院										
		(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎	◎				
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上			◎					◎	○	
		(2) 海上		○	○		◎					
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○						
		(2) 海上					◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎	○				
		(2) 立入制限				◎	◎	○				
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎	○				
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎					
		(5) 残置財産保全		○		○	○	◎				
救護対策	財産被害者の救援 及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供		○				◎				
		(2) 生活必需品の支給						◎				

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

15-3 東予地区排出油等防除協議会会則（防災危機管理課）

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携しかつ、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

（会の名称）

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」）という。

（地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- （1）排出油等防除マニュアルの作成
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、器材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- （2）排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進
- （3）排出油等防除に関する研修及び訓練
- （4）排出油等防除活動の連携の推進
- （5）排出油等の処理剤の使用に関する事項
- （6）その他排出油等の防除に必要な事項

（組織）

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

（会議）

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

（資料の提出）

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

- （1）施設、器材の整備、保有状況
- （2）情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- （3）その他必要事項

2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、各会員に提供するものとする。

（情報提供）

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

（排出油等防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の個有の指揮系統のもと実施するものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域）に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(訓練)

第 11 条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練（図上演習を含む）を行うものとする。

(求償事務)

第 12 条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第 13 条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第 14 条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(協議)

第 15 条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第 16 条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則

この会則は、昭和 50 年 1 月 29 日から施行する。

平成 8 年 9 月 25 日改正

(協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正)

平成 10 年 6 月 13 日改正

(第 7 条、出動要請の改正)

平成 19 年 6 月 19 日改正

(排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正)

15-4 松山地区排出油等防除協議会会則（防災危機管理課）

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会として、松山地区（松山海上保安部担任水域）及び備後灘・伊予灘海域（今治・呉及び尾道海上保安部の担任水域の水域をいう。以下同じ。）並びにその周辺海域において大量の油若しくは有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その連携を推進すること及び広域防除体制の連携を推進する機関として役割を果たすことを目的とする。

（会の名称）

第2条 会の名称を「松山地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

（地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

（1）排出油等の防除計画の策定

- イ 情報の共有
- ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項

（2）排出油等の防除に必要な施設、機材の整備の推進

（3）排出油等の防除に関する研修又は訓練

（4）排出油等の防除活動の連携の推進

（5）排出油等の処理剤の使用に関する事項

（6）その他排出油等の防除に必要な事項

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第4条 地区協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、第1条の松山地区に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

（組織）

第5条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、松山海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、松山海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

1 技術専門委員会の委員は、会員の推せんする者のうちから会議の同意を得て会長が委嘱

する。

(会 議)

第6条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末日）会長に提出するものとする。

会長は、これを取りまとめ、会員に周知する。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通報するものとする。

- ・ 施設、機材の整備、保有状況
- ・ 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- ・ その他必要な事項

(情報提供)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会長は会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(排出油等の防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資器材メーカー、漁業団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第10条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに地区協議会の総合調整本部を設け情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

なお、連合会の総合調整本部が設置された場合は、地区協議会の総合調整本部は設置しないものとし、会員は連合会会長の活動の調整を受けるものとする。

2 第8条の防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を地区協議会又は連合会の総合調整本部に派遣するものとする。

(訓 練)

第 11 条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練（図上演習を含む。）を行うものとする。

(求償事務)

第 12 条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第 13 条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経 費)

第 14 条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(会計年度)

第 15 条 地区協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(監 事)

第 16 条 地区協議会に監事 2 人を置くものとする。

2 監事は会員の互選により選出する。

3 監事の任期は 2 年とし再選を妨げない。

(協 議)

第 17 条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(事務局)

第 18 条 地区協議会の事務局は、松山海上保安部警備救難課に置く。

附 則

この会則は、昭和 49 年 6 月 25 日から施行する。

昭和 53 年 6 月 30 日一部改正

附 則（平成 7 年 11 月 7 日一部改正）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 90 号）が施行する日（平成 8 年 1 月 17 日）から施行する。

附 則

この会則は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 10 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日法律第 68 号）が施行する日（平成 19 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 第 14 条の経費は、一口 3,000 円とする。

附 則

- 1 この会則は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。
- 2 第 14 条の経費は、一口 2,000 円とする。

15-5 宇和海地区大量排出油等防除協議会会則（防災危機管理課）

（目 的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6（排出油の防除に関する協議会）の規定に基づき、宇和島海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下「宇和海地区」という。）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生した場合の防除活動について、あらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携を推進すること及び広域防除活動の実施を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

（会の名称）

第2条 会の名称を「宇和海地区大量排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）とする。

（地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要な事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

（組 織）

第4条 地区協議会は、会員（会長1名、幹事若干名、会計監事1名を含む。）をもって組織する。

- 2 会員は、宇和海地区における、排出油等防除に関係ある機関とする。
- 3 会長は、宇和島海上保安部長をもって当てる。
- 4 会長は、会務を統理する。
- 5 幹事及び会計監事は、会員の互選により選出し、任期は2年とし再選を妨げない。
- 6 幹事は、会長を補佐する。また、会計監事は、地区協議会の会計を監査する。
- 7 排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、地区協議会に技術専門委員会を置くことができる。
- 8 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するもののうちから定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

(会 議)

第 5 条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年 1 回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

4 会長及び幹事をもって構成する役員会は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第 6 条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年 1 回（3 月末日現在）会長に提出する。

なお、防除施設、機材に大きな変更があった場合は、その都度会長に通報する。

(1) 施設、機材の整備及び保有状況

(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）

(3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料を取りまとめのうえ、広域防災活動に活用する。

(情報提供)

第 7 条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会員に対し速やかに事故に関する情報を提供する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第 8 条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、直ちに総合調整本部を設置し、情報の共有、防除措置状況等の周知に努めるとともに、会員がそれぞれの立場で相互に連携を推進し、迅速、的確な防除活動を実施するための必要な活動の調整を行う。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣する。

(排出油等防除活動の実施)

第 9 条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第 39 条第 2 項各号に掲げる原因者、又は同条第 4 項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第 41 条の 2 の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施する。

(求償事務)

第 10 条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓 練)

第 1 1 条 地区協議会は、排出油等事故発生時における会員の防除活動を訓練するため、毎年 1 回以上訓練（図上訓練を含む。）を行う。

(災害補償)

第 1 2 条 防除活動を実施したものが、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当たるものとする。

(経 費)

第 1 3 条 地区協議会の運営に必要な経費は、原則として会議の決議に基づき会員が負担する。

ただし、国、県、警察及び消防の各機関たる会員は、その負担を免除する。

(会計年度)

第 1 4 条 地区協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(協 議)

第 1 5 条 本会則に疑義が生じた場合、又は本会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第 1 6 条 地区協議会は、海防法第 4 3 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、宇和海地区に係る海防法第 4 3 条の 5 第 1 項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

(庶 務)

第 1 7 条 地区協議会の庶務は、宇和島海上保安部が行う。

附 則

- 1 本会則は昭和 5 6 年 1 0 月 6 日から施行する。
- 2 第 1 3 条の負担は、市 3 万円、町村 2 万円、その他の会費は 1 万円とする。
ただし、他の地区における排出油防除協議会にも加入する会員にあっては、この金額の範囲内において別途会長が定める。
- 3 第 1 条の一部を改正し、平成 8 年 1 月 1 7 日から施行する。
- 4 会則の一部を改正し、平成 1 0 年 6 月 1 7 日から施行する。
- 5 第 1 3 条の負担は、1 会員につき 6 千円とする。
- 6 会則の一部を改正し、平成 1 2 年 5 月 3 0 日から施行する。
- 7 会則の一部を改正し、平成 1 9 年 7 月 2 0 日から施行する。

15-6 備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会会則（防災危機管理課）

（目的）

第1条 備後灘・伊予灘海域（今治、松山、呉及び尾道海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物質の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、備後地区大量排出油等防除協議会、東予地区排出油等防除協議会、呉地区大量排出油等防除協議会及び松山地区排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

（名称）

第2条 会の名称は「備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

（業務）

第3条 連合会は、次の業務を行う。

- （1）防除活動の連携の推進に関すること。
- （2）排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- （3）排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- （4）その他排出油等防除に関すること。

（組織）

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

（会議）

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - （1）防除活動の連携の推進に関すること。
 - （2）連合会の事業計画に関すること。
 - （3）その他連合会の重要事項に関すること。

（訓練）

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

（情報提供）

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置等）

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い必要と認める場合にあっては、備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。

3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、広島県及び愛媛県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。

4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。

5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

（防除活動の実施等）

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 地区会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼）

第10条 連合会会長は、備後灘・伊予灘海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

2 応援を行う他の連合会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の連合会会則に定めるところによる。

（備後灘・伊予灘海域外への応援のための出動調整）

第11条 連合会会長は、備後灘・伊予灘海域外において発生した大量の油等排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

（指揮系統）

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

（求償及び災害補償）

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附則

この会則は、平成10年6月13日から施行する。

附則

この会則は、平成19年7月3日から施行する。